番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	簡単に在留資格を得ることができるようにしてほしい。	本制度は、若年層の四世の方に日本のことを知ってもらうことを目的としてワーキングホリデー制度を参考にして30歳までという年齢制限が設けられたところ、日本語能力試験N3相当の日本語能力を入国時点で既に有している方については、日本に一定程度以上の関心を有している可能性が高いことから、架け橋人材としての活躍を期待することができるため、今回、特別に35歳までに年齢制限を緩和するものです。 また、本制度で通算3年間を超えて在留する場合は、日本語能力試験N3相当の日本語能力を有していることとなるため、日本語ができないことによる生活上の支障等が生じる懸念は低いと考えられることや、通算3年間の在留実績を考慮して、その後の2年間については、四世受入れサポーターの支援を受けることを義務付けないこととするものです。
2	未成年の四世は定住者の在留資格を得ることができる場合があるのに、架け橋人材制度を使う成人の四世が日本文化を学ばなければならない理由が不明である。四世も三世と同じ要件にしてほしい。	本制度は、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としているものであることから、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めていただくこととしております。
3	在留の要件を緩和することで、治安が悪くなる。	本制度においては、入国時に本国での犯罪歴がないことを確認しております。また、在留期間の更新の際は、在留状況を確認した上で在留継続の可否を審査しており、引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。
4	要件を緩和することは反対である。	本制度は、若年層の四世の方に日本のことを知ってもらうことを目的としてワーキングホリデー制度を参考にして30歳までという年齢制限が設けられたところ、日本語能力試験N3相当の日本語能力を入国時点で既に有している方については、日本に一定程度以上の関心を有している可能性が高いことから、架け橋人材としての活躍を期待することができるため、今回、特別に35歳までに年齢制限を緩和するものです。 また、本制度で通算3年間を超えて在留する場合は、日本語能力試験N3相当の日本語能力を有していることとなるため、日本語ができないことによる生活上の支障等が生じる懸念は低いと考えられることや、通算3年間の在留実績を考慮して、その後の2年間については、四世受入れサポーターの支援を受けることを義務付けないこととするものです。
5	日本で生まれ育った四世だけを考慮するべきである。	本制度は、若年層の四世の方に日本のことを知ってもらうことを目的としてワーキングホリデー制度を参考にして30歳までという年齢制限が設けられたところ、日本語能力試験N3相当の日本語能力を入国時点で既に有している方については、日本に一定程度以上の関心を有している可能性が高いことから、架け橋人材としての活躍を期待することができるため、今回、特別に35歳までに年齢制限を緩和するものです。 また、本制度で通算3年間を超えて在留する場合は、日本語能力試験N3相当の日本語能力を有していることとなるため、日本語ができないことによる生活上の支障等が生じる懸念は低いと考えられることや、通算3年間の在留実績を考慮して、その後の2年間については、四世受入れサポーターの支援を受けることを義務付けないこととするものです。
6	在留できる期間の上限は5年ではなく無制限がよい。また、定住者の在留資格への移行について検討してほしい。	本制度は、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、活動終了後は、原則として、現地日系社会において架け橋になる人材としての活動を期待するものであることから、在留期間の制限を撤廃することは困難と考えております。 定住者の在留資格に関する御意見については、今後の検討の参考とさせてきただきます。
7	ビザの有効期限を1年に延長してほしい。	審査の結果として、1年の在留期間が認められる場合があります。
8	日本での生活能力により3年目からサポーター不要とすることについては評価する。	本改正に賛成の意見として承ります。引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
9	日系四世受入れサポーターについて、撤廃又は要件の大幅な緩和をしてほしい。	四世受入れサポーターについては、四世の方が日本文化等を習得する活動をスムーズに行うことができるよう支援いただくものであることから、本制度の趣旨に鑑みて廃止することは考えておりませんが、今回、本制度の目的にのっとった活動を適切に行い、在留している期間が3年を超えた場合には、その在留実績を踏まえて、その後の2年間については四世受入れサポーターによる支援を必須としないなど要件を緩和するものです。
10	四世の受入れ企業等にもサポーターになることを認めることとし、更に個人や非営利団体のサポーターは受入れ企業等に対し支援に要する経費（定額）を要求できる制度にしたら良いのではないかと思われる。 また、サポーターの業務軽減を図るべきだと思う。一つには在留資格認定証明書の申請に要する「四世であることを確認する」ための書類数を必要不可欠なものに限定すること、二つ目には「生活状況、日本語文化等の習得状況や就労状況の確認」を現行の月１回から3か月に一度程度に少なくすることが考えられる。	企業は事業を行い、利益を追求することが目的であり、当該企業が団体サポーターとなることで、従業員となった四世の方が搾取される可能性があることから、当該企業が団体サポーターになることを認めていませんが、四世受入れサポーターの金銭的な負担等の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	来日前に仕事を決めるのは、人材会社がサポーターになっているケース以外は難しい。	本制度は、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としているものであり、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めていただくものであることから、入国前に就職先を決定する必要はありません。
12	三世や四世が労働契約するときに、必ず母国語の契約書を作り署名させることの徹底を願う。契約時に口頭で説明され、だまされるケースが多いと聞く。	労働契約に係る事項は、所管省庁において対応がなされるものと承知しておりますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
13	日本語要件を撤廃又は更に緩和するべきである。	本制度は、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としているものであるため、日本語能力を要件から撤廃することは困難と考えております。 その上で、本制度は、若年層の四世の方に日本のことを知ってもらうことを目的としてワーキングホリデー制度を参考にして30歳までという年齢制限が設けられたところ、日本語能力試験N3相当の日本語能力を入国時点で既に有している方については、日本に一定程度以上の関心を有している可能性が高いことから、架け橋人材としての活躍を期待することができるため、今回、特別に35歳までに年齢制限を緩和するものです。
14	訪日後できるだけ早い時期に日本語教育、日本の文化・習慣、労働慣行、社会保障制度、教育制度等について講習（オンライン参加も可能）を受けることを義務付けることが必要である。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
15	四世が来日する前に日本文化等について事前の講習を受けることを義務化していただきたい。CIATE（在サンパウロ、厚労省が補助金を提供）がオンラインで実施可能である。任意では何も勉強せず無知が問題を生むことになる。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
16	年齢制限を撤廃又は大幅な緩和を行うべきである。	本制度は、若年層の四世の方に日本のことを知ってもらうことを目的としてワーキングホリデー制度を参考にして30歳までという年齢制限が設けられたところ、日本語能力試験N3相当の日本語能力を入国時点で既に有している方については、日本に一定程度以上の関心を有している可能性が高いことから、架け橋人材としての活躍を期待することができるため、今回、特別に35歳までに年齢制限を緩和するものです。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
17	自己資金証明をなくしてほしい。	本邦における滞在中、独立の生計を営むことが見込まれることを確認する必要があるため、当該事実を証明するための資料として在留資格認定証明書交付申請時に提出いただく必要があります。
18	告示別表第十の「五　健康であること」については、障害者権利条約および障害者差別解消法に照らして不適切であり、撤廃を含め速やかな見直しを求める。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
19	家族の帯同を認めるべきである。	家族の帯同については、本制度において日本に滞在することができる期間は5年が上限であって、本制度と同様に在留期間に上限がある他の在留資格との関係や本制度の目的から、家族単位での受入れは想定しておりません。
20	四世が優遇される理由が不明である。架け橋というが、労働力不足の埋めるための方便にしか聞こえない。	本制度は、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としているものであり、労働者の受入れを目的とする制度ではございません。
21	労働人口減少の補填のため、四世について、三世と同じ要件とするべき。	本制度は、日本文化等を習得する活動を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としているものであり、労働者の受入れを目的とする制度ではございません。
22	今回の告示の改正について賛成である。	本改正に賛成の意見として承ります。引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。